

心の健康づくり年間計画の作成について

メンタルヘルスケアは、継続的かつ計画的に行うことが重要であり、その実施に際しては、労働者の意見を聴きつつ事業場の実態に則した取組を行うことが必要です。このため、事業者は、衛生委員会等において十分調査審議を行い、心の健康づくり計画を策定することが必要です。心の健康づくり計画は、各事業場における労働安全衛生に関する計画の中に位置付けることが望まれます。

メンタルヘルスケアを効果的に推進するためには、心の健康づくり計画の中で、経営者トップ自らが、メンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、その実施体制を確立する必要があります。

心の健康づくり計画の実施においては、実施状況等を適切に評価し、評価結果に基づき必要な改善を行うことにより、メンタルヘルスケアの一層の充実・向上に努めることが望まれます。

心の健康づくり計画で定めるべき事項は次に掲げるとおりです。

- ① 事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること。
- ② 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること。
- ③ 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること。
- ④ メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること。
- ⑤ 労働者の健康情報の保護に関すること。
- ⑥ 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること。
- ⑦ その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること

なお、メンタルヘルスケアを計画的に実施する上では、年間計画の作成が望ましいと考えられます。このため、当センターにおいて、「心の健康づくり年間計画」の参考様式を作成しましたのでご活用下さい。

令和〇〇年度 心の健康づくり推進計画

事業場名 ○○○○○○○○○○○○○

<p>基本方針</p>	<p>従業員の心の健康は、従業員とその家庭の幸福な生活、活気のある職場のために重要な課題であることを認識し、精神疾患のみでなく、広く職場のコミュニケーションの活性化など心の健康づくりに取り組む。</p>		
<p>目 標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 心の健康づくり問題について従業員（管理者を含む。）の理解を得る。 2 コミュニケーションの活性化により活気ある職場を形成する。 3 管理監督者が心の健康問題について理解し、部下からの相談対応の基本的な技法を習得する。 		
<p>基本的 実施事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人のプライバシー保護の徹底 2 心の健康づくり体制の整備 3 従業員が相談しやすい相談窓口の開設 4 管理監督者への心の健康に係る研修会の開催 5 衛生委員会での心の健康問題の審議 		
<p>推進体制</p>		<p>担 当 者</p>	<p>役 割</p>
<p>担当部署及び責任者</p>		<p>各心の健康問題の総括、部署及び担当者との連絡調整、情報の収集・提供</p>	
<p>衛生管理者職氏名</p>		<p>産業医と協力し、活動を推進すること。</p>	
<p>メンタルヘルス推進担当者</p>		<p>計画の企画・立案・評価改善、研修等の実施、関係者との連絡調整</p>	
<p>産業保健スタッフ</p>		<p>管理監督者等の活動の支援</p>	
<p>人事労務部門担当者</p>		<p>管理監督者等からの相談への対応、労働時間等の改善及び適正配置</p>	
<p>産業医</p>		<p>計画の立案等への協力、相談への対応等</p>	
<p>衛生委員会</p>		<p>心の健康問題の審議等（委員；所長、副所長、業務課長、係長、職員、調整促進員）</p>	

月別重点実施事項 (例)

月	重点実施事項	責任者	対象者		重点実施事項	責任者	対象者
4月	衛生委員会（心の健康問題の審議） 推進体制の整備			10月	衛生委員会（心の健康問題の審議） 全国労働衛生週間		
5月	衛生委員会 相談窓口の開設 管理者に対する心の健康問題に係る研修			11月	衛生委員会 相談窓口の開設		
6月	衛生委員会 全国安全週間準備月間 ストレスチェックの実施			12月	衛生委員会 定期健康診断の計画		
7月	衛生委員会（ゆとり休暇の審議） 全国安全週間実施			1月	衛生委員会（心の健康問題の審議） ストレスチェックの実施		
8月	衛生委員会（ゆとり休暇の審議）			2月	衛生委員会 実施結果のまとめと次年度計画の作成 相談窓口の開設		
9月	衛生委員会 全国労働衛生週間準備月間 相談窓口の開設 心の健康問題に係る研修会の実施			3月	衛生委員会（次年度計画の審議）		